

橋本周辺広域市町村圏組合特別職報酬条例

平成 11 年 3 月 31 日

条 例 第 9 号

改正 平成 19 年 3 月 29 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号第 204 条第 3 項の規定に基づき、管理者及び副管理者の給与について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「特別職」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者

(報酬の額等)

第 3 条 報酬の額は、別表のとおりとする。

2 報酬は、その全額を毎年 3 月に支給する。

3 新たに特別職に就任したときは、その就任の当月から報酬を支給する。退職、失職、解職され又は死亡した場合には、その当月までの月数に応じ、これを支給する。前任者と後任者においてその当月分が重複する場合にあっては、当月分を日割算出をもって支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 11 年 3 月 28 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

区 分	報 酬 額 (年 円)
管 理 者	1 0 0 , 0 0 0
副 管 理 者	8 0 , 0 0 0